

敦賀発電所 2 号機ボーリングコア柱状図書換えに係る原子力規制検査の
気付き事項

令和 3 年 10 月 26 日
原子力規制庁 検査グループ
原子力規制検査チーム

10 月 4～18 日に実施した検査での気付き事項を以下に示す。

1. 業務プロセスに係る社内規程

- ① A) *¹について、受注者への要求事項に「根拠資料の妥当性を一次データまで遡って確認出来るよう、一次データを明確にすること。」などを追加するなど社内規程に一定の反映は行っているが、これが業務プロセスの中で効果的に機能するために必要な要求事項等が明確に記載されていない。
- ② B) *²については、異なる手法での調査結果がある場合の判断プロセスやその判断根拠を明確にする等の記載は社内規程で確認出来なかった。
- ③ 「調査データ」の取扱いに関して、「一次データ」の定義が 2 つの主要な社内規程で異なっていた。具体的には、「土建設計管理要領（三次文書）」では「記録としてのデータ」であり、「外部コミュニケーション要項（二次文書）」では、「委託報告書」となっていた。

* 1 : A) 調査データのトレーサビリティが確保されること

* 2 : B) 複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合は、その判断根拠が明確にされること

2. 実業務に係る計画書等の作成状況

- ① 申請書作成や申請前の記載内容のチェックに関する実施計画では組織全体の体制、役割分担、申請書を取り纏める手順等が規定されていたが、本事象を踏まえて改正された社内規程の変更内容も含めて A) 及び B) に関する記載は無かった。
- ② 技術的に重要な内容が正確かつ確実に審査資料に記載されるように資料作成の実施計画を制定すべきであり、その中でコア観察カード等調査データの取扱いなどを明確化するとともに、かつ、審査資料作成の具体的な手順や上記優先項目 A) 及び B) が確保される業務プロセスを示すべきであったが、こうした実施計画は制定されていなかった。

3. 令和 3 年 4 月以降に提出された審査資料の作成状況

- ① いくつかの破砕部をサンプリングして、審査資料の内容が A) の「トレーサビリテ

ィが確保」できているかをチェックしたところ、調査データであるコア観察カードまでトレースすることが出来た。一方、一部の破砕部については、柱状図とその元となっているコア観察カードとの間で記載内容に差異があるのを3箇所確認した。これを受けて原電は独自で調査した結果、誤記、記載漏れ等13箇所の修正箇所を抽出した。

- ② 「一次データ」の取扱いは、2つの社内規程に相違があるように実際の作業においても、検査で確認した範囲では、審査資料作成時には委託先報告書の柱状図を一次データとし、そのトレーサビリティの確認では調査データにトレースできることを確認したが、上記①に示すようにその間に差異あり、データの取扱いルールが不明確となっていた。
- ③ 断層岩区分の評価について、原電は肉眼観察と薄片観察の両方を行っている場合には、薄片観察による評価を用いていた。つまり、各破砕部等について肉眼観察結果と薄片観察結果を個々に比較評価することは行っておらず、B)を確保出来る活動は行われていなかった。

以上